

7・3 外国人船員問題

7・3・1 第4回 IBF 交渉への対応

国際交渉団体協議会 (IBF) 交渉は、国際運輸労働者連盟 (ITF) と使用者側の交渉グループ (JNG) の間で2年毎に行われており、当協会は、わが国の使用者側として直接 IBF 交渉に携わっている国際船員労務協会 (IMMAJ) から、適宜情報を得つつ、同協会を通じて、船主意見の反映に努めている。

平成 21 (2009) 年 10 月、2010-2011 年ラウンドの第 4 回 IBF 交渉が行われ、更に 11 月に行われた地域交渉の結果、現行協約の 2010 年末まで延長、新日本人船員・育成基金拠出金の暫定減額措置の延長、Training Levy Fund の引き下げ、先進経済国部員基金 (DERF) の廃止、船員助成基金 (SPF) の新設等が合意された。一方、Total Crew Cost 等、IBF 方法論については引き続き協議されることとなった。

当協会は、今次 IBF 交渉に際し、IMMAJ に対して、平成 20 (2008) 年 9 月の世界同時不況の影響で船社経済が逼迫している状況等を伝え、船員費削減を強く要請した。

また、外国人船員の賃金は、世界統一ではなく、船員居住国の生活水準や経済状況により決定されるべきとの基本的スタンスを堅持し、国際海運連盟 (ISF) と連携しつつ、ILO の最低賃金に関する協議にも積極的に参画し、当該最低賃金の凍結に尽力した。更に平成 21 (2009) 年 11 月に行われたアジア船主フォーラム (ASF) 船員委員会の中間会合においても、鋭意意見反映に努めた。

7・3・2 改正フィリピン出稼労働者法案への対応

平成 21 (2009) 年 11 月、比国国会において、出稼労働者法 (Republic Act No. 8042、Migrant Workers and Overseas Filipinos Act of 1995) の改正法案が採択された。同改正法案には、出稼労働者の健康診断受診や教育訓練受講に関し、使用者 (主にマンニング会社) による医療機関や教育訓練機関の指定の禁止、違反者に対しての刑事罰、等が盛り込まれ、海運業界に多大な影響を与えるものであったにも関わらず、採択に当って、比国内の海事産業関係者への十分な事前説明がなかった。このため、比国海事産業は、Joint Manning Group (JMG) を中心に、関係者に対するロビー活動を展開した。

当協会も、在日比国大使宛抗議文の出状、アジア船主フォーラム (ASF) の船員委員会および国際海運連盟 (ISF) に対する協調要請、等により全面的に JMG を支援した。

その結果、医療機関や教育訓練機関の指定の禁止に関する条項から、海事産業を除外することに成功する等、海運業界の利益が守られることとなり、同改正法案は、平成 22 (2010) 年 3 月に成立した。